

令和5年度第1回木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会

- 1 開催日時 令和5年5月18日（木）午後4時～午後4時55分
- 2 開催場所 木更津市役所朝日庁舎 会議室B
- 3 出席委員（14名）
 - （1）被保険者を代表する委員（4名）
志保沢 博央、清水 一太郎、鈴木 博雄、鈴木 眞
 - （2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員（5名）
本吉 光隆、大日方 研、天野 隆臣、細井 系太郎、富沢 道博
 - （3）公益を代表する委員（4名）
鈴木 彩子、日向寺 龍児、佐伯 浩一、山田 真司
 - （4）被用者保険等保険者を代表する委員（1名）
白駒 勝也
- 4 欠席委員（2人）
 - （1）被保険者を代表する委員（1名）
大和 晃
 - （2）公益を代表する委員（1名）
後藤 紗織
- 5 執行部
副市長 田中 幸子
市民部 石井市民部長、茅野保険年金課長
石田課長補佐、田名部国保賦課係長
- 6 傍聴定員と傍聴人数
傍聴定員 5人
傍聴人数 0人
- 7 議題
 - （1）職務代理者の選出について
 - （2）令和5年度木更津市国民健康保険税の税率等（案）について
 - （3）木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（案）について※議題（2）及び（3）は諮問事項

令和5年度第1回木更津市国民健康保険の運営に関する協議会 会議録(質疑概要)

茅野課長 それでは、皆様、定刻前でございますが、委員の皆様お集まりですので、ただ今から始めさせていただきます。

皆さんこんにちは。本日の進行を務めます、保険年金課長の茅野と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、ご多忙のなか、国民健康保険事業の運営に関する協議会にお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、市民部長の石井から、事務局職員を紹介いたします。

石井部長 それでは、事務局職員を紹介させていただきます。

市民部長の石井でございます。よろしくお願いいたします。

次に保険年金課長の茅野でございます。よろしくお願いいたします。

保険年金課課長補佐の石田でございます。よろしくお願いいたします。

保険年金課国保賦課係長の田名部でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

茅野課長 続きまして、国民健康保険事業の運営に関する協議会委員の委嘱状交付を行います。

令和5年2月28日付けで小籠委員が、令和5年3月31日付けで永野委員が、それぞれ辞任されたことにより、新たに2名の方に委嘱を行います。

恐れ入りますが、新たな2名の委員の方は前方にお進みください。

田中副市長 委嘱状。日向寺 龍児 様。木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会委員を委嘱いたします。任期は令和5年3月1日から令和7年4月30日までとします。

令和5年3月1日 木更津市長 渡辺 芳邦。どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

委嘱状。佐伯 浩一 様。木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会委員を委嘱いたします。任期は令和5年4月1日から令和7年4月30日までとします。

令和5年4月1日 木更津市長 渡辺 芳邦。どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

茅野課長 ありがとうございます。

ここで、新委員のお二方からご挨拶をいただきたいと思います。

日向寺委員お願いいたします。

日向寺委員 委嘱状をもらったばかりで、ちょっと混乱しておりますが、私は、木更津市の民生委員児童委員協議会から推薦されました、波岡東地区の会長を仰せつかっております。

民生委員の代表としてこちらに来ております。

名前は、たいそう立派な名前をいただいております、日向寺 龍児と申します。

多分、木更津市では私しか居ないのではないかと思います。

一応、覚えていただければ、ずっと覚えていただけるのではないかと思います。

今後ともよろしくお願いいたします。

(拍手)

茅野課長 ありがとうございました。
続きまして、佐伯委員お願いいたします。

佐伯委員 皆様こんにちは。
木更津商工会議所で専務理事を務めております、佐伯でございます。
この4月に専務理事を拝命いたしまして、仕事をさせていただいているところですが、私、国保の運営審議会、初めてでございますので、内容があまりわからないところがございますが、皆様方のご指導のもと、がんばっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

茅野課長 ありがとうございました。
それでは、ただ今から、令和5年度第1回国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。
初めに、山田会長からご挨拶をいただきます。会長、お願いいたします。

山田会長 皆様、こんにちは。会長を務めております、山田 真司と申します。
一言ご挨拶を申し上げたいと思います。
本日は、国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催しましたところ、委員の皆様には、大変お忙しいなか、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
先ほど ご挨拶をいただきました、日向寺 龍児委員と佐伯 浩一委員を新たに迎え、委員定数の16名が揃いました。
より良い国民健康保険の運営のために、お互い力を合わせて参りたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
さて本日は、議事1件と審議2件の予定となっております。
委員の皆様には慎重な審議をお願いしまして、ご挨拶に代えさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

(拍手)

茅野課長 ありがとうございました。
次に副市長の田中からご挨拶申し上げます。副市長、お願いいたします。

田中副市長 皆さん、こんにちは。副市長の田中でございます。
本来であれば、渡辺市長が参りまして、ご挨拶申し上げるところでございますが、出席ができませんので、私よりご挨拶申し上げます。
本日は、ご多用のところ、国民健康保険事業の運営に関する協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
ただ今、委嘱状を交付させていただきましたお二人には、この度の委嘱にあたり、快く委員をお引き受けいただきましたこと、御礼申し上げます。
国民健康保険につきましては、引き続き安定した財政運営に努めるとともに、加入者の健康維持増進事業の推進及びジェネリック医薬品の品質・安全性のアピール、利用促進などについて取り組んでまいります。
また、利便性が高まりますマイナンバーカードの健康保険証利用につきましても、安全

性に配慮しつつ、そのメリットについて、広報・周知に努めてまいりますので、委員の皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

本日、このあと開催される協議会において、「令和5年度木更津市国民健康保険税の税率等（案）」及び「木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定（案）」の2件について諮問をさせていただきます。

どうか、十分ご審議くださいますよう、お願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（拍手）

茅野課長 ありがとうございました。
それでは議事に入ります。
木更津市国民健康保険条例施行規則第6条に協議会の議長は会長とする、との規定がございますので、山田会長に議長をお願いいたします。
それでは山田会長、議長席へお願いいたします。

山田議長 議長を務めます山田です。どうぞよろしくお願いいたします。
初めに、定足数をご報告申し上げます。本日の出席委員は16名中14名で、定足数に達しておりますことを、そしてこの会議が適法に成立しておりますことをご報告申し上げます。
なお、2名より欠席の連絡がございました。
被保険者代表委員の大和 晃委員、そして公益代表委員の後藤 沙織委員、その2名が欠席です。
また、傍聴したい旨の申し出はございませんでした。

茅野課長 ここで、田中副市長から山田会長へ諮問書をお渡しします。
お二人は前へお進みください。

山田議長 ぜひ、お受けさせていただきます。

田中副市長 諮問書をお渡しいたします。
諮問書。次の事項について、ご審議くださるよう諮問します。
1. 令和5年度木更津市国民健康保険税の税率等（案）について
2. 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（案）について
令和5年5月18日
国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長 山田 真司 様
木更津市長 渡辺 芳邦
よろしくお願いいたします。

茅野課長 ここで副市長は、議事進行の間いったん退席いたします。

田中副市長 よろしくお願いいたします。

山田議長 はい、おまたせいたしました。
それでは、改めまして議事に入りたいと思います。
円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。
本日の議題ですけれども、職務代理者の選出並びに、ただ今市長から諮問を受けました

令和5年度木更津市国民健康保険税の税率等（案）について及び
木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（案）についての
審議事項2件をあわせて計3件であります。

早速ですが、職務代理者の選出について議題に供します。

職務代理者でありました、木更津商工会議所の永野 昭委員が辞任されたことに伴い、
新たに職務代理者を選挙する必要がございます。

職務代理者は、国民健康保険法施行令第5条の規定によりまして、公益を代表する委員
のうちから選挙することになっております。

昨年の選挙の際は、事務局案の提案がございましたが、今回はいかがいたしましょうか。

（事務局一任の声あり）

山田議長 事務局一任の声をいただきましたが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

山田議長 ありがとうございます。
それでは、異議なしとのことで、事務局案はありますか。

石田課長 はい。事務局といたしましては、地域の経済団体である木更津商工会議所推薦の
補佐 佐伯 浩一委員を職務代理者とする案を提案させていただきます。

山田議長 ありがとうございます。それでは、お諮りいたします。
この件につきまして、賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

山田議長 佐伯 浩一委員が職務代理者に選出されました。
佐伯委員よろしく願いいたします。

佐伯委員 よろしく願いいたします。

山田議長 続きまして審議に入りたいと思います。
本日の審議事項は、先ほど、市長から諮問を受けました
令和5年度木更津市国民健康保険税の税率等（案）について及び
木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（案）についての2件でありま
す。
なお、この2件につきましては、関連がありますので、一括して議題に供し、事務局か
ら説明を求めます。

石田課長 議長。
補佐

山田議長 はい、石田保険年金課長補佐、お願いします。

石田課長 それでは、私からご説明を申し上げます。
補佐 失礼して、着座にてご説明させていただきます。

お配りしております、冊子になった資料、国民健康保険事業の運営に関する協議会、こちらの資料をご覧ください。

最初に1ページ開けていただきまして、諮問事項1 令和5年度木更津市国民健康保険税の税率等（案）について、でございます。

1ページをご覧ください。令和5年度の木更津市の国保税の税率につきましては、令和4年度税率からの変更はなし、としております。

理由といたしましては、国民健康保険税で賄うべき令和5年度の国民健康保険事業納付金の納付に要する費用などについて、財政調整基金といいまして、これまでの国保会計の黒字部分の貯金のようなものに当たる基金がございますが、そういったものの繰り入れ等による収分の補填が確保できる見込みであることでございます。

新型コロナウイルス感染症や物価上昇による市民の経済的な影響が未だ大きいこと、以上2つの理由により、令和5年度までは、国保税の税率については、変更無しとしております。

国の方でも、例えば広域化で千葉県内、1つの保険者にとりあえずという考え方をしておりますけれども、県内で引っ越してもあまり保険税額・税率とか変わらないよう、統一していこうというような方針を打ち出すようなことがございますので、税率のあり方につきましては、この協議会にお諮りして、今年度、令和5年度中に今後の税率の改定についても方向性を定める予定でございまして、こちらは次回の協議会での諮問事項とさせていただきます。

めくっていただきまして、2ページをご覧ください。

こちらは、令和5年度の税額検証という資料になりますけれども、今年度は見込税収額が、一番右側に2つ見込税収額というものが並んでおりますが、左側に千葉県が推計した過去3年の平均的な収納率から推計した見込税収額、こちらの金額になってございまして、右側に木更津市の方の収税対策室で収納する担当課の方で、過去の実績から見込の税収額を計算したものでございます。

それぞれですね、一番左側にございます予算額である、23億9千万円余りに対して、見込税収額の不足が、千葉県推計ではおよそ9,500万円、収税対策室見込みではおよそ1,230万円、予算額から下回っている形となっております。

近年では、収税対策室見込みに近い金額で、収納率が高い状態で推移しておりますので、結果的には決算によって、財政調整基金という貯金部分ですね、そちらの取り崩しはございませんでした。

このため、今年度の収納率が例えば昨年度より少なくなってしまった場合でも、現在、財政調整基金の残高は5億5,589万円余りでございますので賄うことは可能と考えております。

しかしながら、皆様ご存じのように、少子高齢化も進んでございまして、今後の数年後の状況を推測いたしますと、予断を許さないところでございますので、今後は、先ほど申し上げたように税率を徐々に改正する、という検討の余地がございます。

1ページへ戻っていただいて、ページの下段、下側ですね、税率表という表をご覧ください。

冒頭に、税率の変更はなしというふうにいたしましたけれども、国保税の賦課限度額こちらにつきましては、地方税法施行令による規定がございまして、これまでもこの政令の改正に合わせての木更津市の場合は、全国的な動きとして変更を行ってきたところですが、今回も政令の改正がございましたので、賦課限度額の変更を行なうものでございます。

本年度につきましては、国保税には、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分という3つの種類の区分により、課税をしているところでございますけれども、そのうちの後期高齢者支援金分、こちらを令和4年度の賦課限度額20万円から22万円というふうな2万円増額する予定でございます。

なお、これまで木更津市の国保税の課税限度額がどのように推移してきたかという変遷については19ページに記載がありますので、後ほどご覧いただければと思います。

今回のような、政令改正に伴う限度額であったりしたものの、変更は平成26年度以降毎年度行なっているものでございます。

また、国保税率につきましては、平成28年度から30年度の3か年、こちらはですね、国保の広域化といって、県内を広域化する動きに合わせまして、以前は木更津市の国保税は資産割といって、固定資産税に係るぶんからも税額をかけておりましたけれども、その分、資産割を段階的に減少させまして、その分を所得割に賦課するための変更を平成28年度から30年度にかけて行なって参りましたが、その後、平成31年度、令和元年度から後ですね、税額の見込ですとか、コロナウイルスの影響等を鑑みて、近年は税率の変更はしていないところでございます。税率（案）については以上でございます。

次に諮問事項2 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（案）について、でございます。

資料4ページをご覧ください

改正の内容といたしましては、先ほどご説明いたしました、後期高齢者支援金分に係る課税限度額こちらを、現行の20万円から22万円に改正いたします。

こちらはこの度、厚生労働省より国民健康保険の課税限度額を3種類の医療・後期・介護の課税を含めて、102万円を限度にしていたものを104万円に引き上げる改正大綱が示されたことによるものでございます。

こちらの内容につきましては、全国の保険料水準を統一するための、国の施策の実現を支援するために、中間所得層の負担が重くならないように担税能力の高い方にもう少し、税の方を負担していただいて、という形での増額となっています。

これに伴う影響額につきましては、ページをめくっていただいて6ページ、表が小さくて申し訳ございませんが、1人世帯と4人世帯という形で、モデルとして計算をしておりますけれども、変更前と変更後を比較いたしますと、1人世帯の場合は、変更前は所得が1,099万円になった方が一番高い後期分の20万円の課税額に達するところでしたが、今回2万円上げたことによって、1,099万円の方までは今までと同様の金額でございますけれども、それから1,210万円の所得の方まで、じわじわと課税金額が増えて、また22万円になったところで限度額に達しますので、それ以上の方は所得が多い方でも22万円で止まる、そういった形でございます。そのため、もちろんですが、1,099万円から1,210万円以上の方、いわゆる今回の限度額の上昇によって国保税額が増える、影響を受ける方となります。4人世帯の方も同様、変更前は932万円の所得で限度額に達しますが、変更後は1,043万円の所得で限度額に達するという形でございます。

続きまして、4ページに戻っていただいて、改正の内容の②ですね。こちら、所得が一定より少ない方に対して国保税をそのまま計算するのではなく、いくらか割り引く形で、軽減世帯という形をとっておりますけれども、軽減されるいくら以下の所得であれば割引になるんですか、というハードルの部分を現行より少し引き上げて、軽減世帯になる対象者を若干増やす形となっております。

こちらは、経済動向等を踏まえまして、いわゆる物価高とか、給与の上昇とかがございますので、今までと同じ軽減ハードルではなかなか該当する方がいないのではないかと思います。少し収入が前までより5千円とか1万5千円多い方まで軽減の範囲に入るといった改正でございます。

分かりづらくて申し訳ございませんが、7ページを開いていただいて、こういった形で収入に対して少し軽減の判定額を上げることによって、より軽減に当たる方が増えるというよりも、世の中の物価等の影響により軽減にあたる方が不当に減らないようにというような改正とっていただければよろしいかと思います。

なお、資料の14ページ以降は参考資料になりますので、この場での詳細説明は省略さ

せていただきます。

私からは以上でございます。

山田議長 ありがとうございました。
ただ今、事務局からの説明が終わりましたので、ご質疑の時間に入らせていただきます。
どなたかご質問、鈴木 眞委員お願いいたします。

鈴木眞委員 3ページの令和4年度の国民健康保険税率の中で、今年度は木更津市では改定が無いんですが、所得割の医療給付費分を見ると、木更津市が8.01%で一番高いですね。
木更津市と同じくらいの人口で見ると、我孫子市がほぼ該当するのですが、7.25%
なのです。
木更津市は何か突然に税率を上げる内容があったのですか。

石田課長補佐 こちらに関しては、木更津市はずっと何十年か税率を見直しておりませんで、平成28年から30年にかけて、資産割という固定資産税額に応じて、また別途課税していたものをやめた関係で、普通にやめてしまうと、その分税額が減ってしまいますので、その分の補填と申し上げますか、やりくりするのに所得割に充てたという経緯がございますので、特に木更津市はちょっと高くなってしまいましたわけで、こちらについては、昨年と同じ審議会で、白駒委員よりご指摘があったのですけれども、高齢化が進んでおりますので、本来、後期高齢者支援分とか介護保険分とか、そういったところも、負担をしていただかないと、なかなかバランスが取れないため、国の方でもそういった全国的なバランスを考えた標準税率というものを都道府県に作りなさいと言っておりまして、その標準税率に近づけていくような税率改正の動きをしませんと、なかなか難しくなってくるのではないのかな、というところで、こちら去年ご指摘を頂いていたところですので、見た目上は、木更津市は鈴木委員からおっしゃられたような、所得割の貯金で他のところの税率が低いところを補っているような形になってしまっておりますので、そういったところもバランスをとるために、税率を下げっていく動きを考えております。

鈴木眞委員 わかりました。

山田議長 はい。ありがとうございます。他に何か。

白駒委員 今の絡みで、17ページのところの財政調整基金の状況の表の中で、令和4年度の見込額が5億5,590万8千円にもなっているのですよ。
ここにありますように、過去最大になっているのです。
この金額というのは、1年1年積み置きした上の財政調整基金になっているじゃないでしょうか。
そうすると今、税率の引き下げをするという気持ちにはならないのですか。

石田課長補佐 結果的に決算の時に申し上げたように、うまく皆様の収納率がこちらの想定より高く推移していましたので、足りていますという形になっているんですが、ここ3年間予算をたてる段階では、1億、2億不足があるのではないかとというところで、それを不足になっても上げなくてもということで、据え置きでさせていただいたのですが、結果としては、足りてしまっていて、というところなので、もちろんそこも、あまり黒字だからということで、たくさん入ってきたからいいじゃないかということではございませんので、何十億も積み上げるような性格のお金ではないことはもちろんなのですが、こういったものを含めまして、国、県のほうで標準税率、値上げすべき税率、このぐらいですよというよう

に示されておりますので、基本的にはそれに近づけていくような税率改正を計算する時に、昨年度からの委員の皆様こういった書面研修の資料をお渡しして、研修していただいたんですが、今のところ、県が出す標準税率というのは、木更津市の税率よりも高めに出しております、それに急に上げてしまうのは影響が大きくなるので、今後もそちらの標準税率に近づけるにあたって、市民の皆さんに急に何万円も国保税額が上昇することがないような、激変緩和というかそういったものに基金を使わせていただきたいと考えてはございますけれども、あまりにもこのような状況が続くようであれば、もちろん、こういったものも、勘案していかなければならないかなというところで、そういった基金のあり方を踏まえて、税率改正をどういった性格、もちろん1年2年ということではないので、標準税率に向けて、5年とか6年とかそういった長いスパンでの税率改正計画を今年度作っていかうという考えでおりますが、そういったところで、ご意見を頂戴できればと思います。

白駒委員　　今納めている人たちの余った税金で残ったお金があるのだから、増えすぎて桁が違いますよね。

だから税率を下げる形にしないと、税金が余っているのだから返してくれということになるのではないですか。

数年、1年、2年の間に適正な税率で標準税率にしていきたい。

もう一つ知りたいのは、この積立はある程度持ちすぎではいけない金額とか、最低限持っていないといけない金額とか、木更津市ではどのように決められているのか、木更津市で考えた金額がありますか。

石田課長　　今までですね、国民健康保険の広域化という都道府県の広域化制度が変わる前までは、ほとんどすべての、木更津市ももちろんですが、国保財政赤字が続いていましたので、一般財源という市のお財布からの法定外繰入といって、足りない金額を市役所の財布から入れるような形が続いておまして、それが広域化でお金の流れが変わったところでこういった予期しない黒字が結果的に発生している状況になっておまして、特に今のところは、何億以上とか予算範囲に対して市役所のお財布の財政調整基金の予算規模の何十パーセントぐらいを持っていたほうがいいとか、そういった基準はまだ示されていません。

白駒委員　　基準がないのであれば、あまり多く財政調整基金を取り込んではいけないのではないのでしょうか。

私たちには権限がありませんが、市議会でこういう大きな基金が注目されて、議論されるというのはいかがお考えでしょうか。

石田課長　　国保税はなるべく高くない方が市民の皆様にとっては良いことなので、税率を下げることに使えませんか、というような市議会での質問があったことは事実でございます。

ここ何年か、広域化で制度が大きく変わったことと、新型コロナウイルスの関係で医療費の伸びですとか、実際に皆様の収納率にどのくらい影響するのかというのが読めないところもございまして、逆に足りなくなっていて、足りないのを税率を上げましょう、というよりは、財政調整基金でなんとか上げずに行きたいというところだったのですが、結果的には、足りてしまっているの、そういう均衡については、委員のおっしゃるようなことも考えまして、今後も税率を決める方向を皆様と審議会と審議していただければと考えております。

白駒委員　　この金額を、諮問事項の改善プランに加えてもらえますか。

山田議長 可能であればですが、もう今回の分には難しいのですが。

石田課長 そういったことも含めて、税率案をどうするかということをお諮りしておりますので、
補佐 ご意見として頂戴して、反映していただいてももちろん結構でございます。

山田議長 では、そのようなご意見があった旨、諮問事項に追加ということでもよろしいでしょうか。他にこの財政調整基金についてございますか。はい、どうぞ。

茅野課長 説明させていただきます。

足りたから下げる、委員がおっしゃることは承知しておりますが、足りたから下げる、足りなかったら上げるということは、年ごとにあとあまりよろしくない考えがありまして、数年推移を見てというのが基本的にはあると理解しております。

それと、国保財政120億4千万円程度が国保会計になっておりますので、コロナの影響と言われておりまして、インフルエンザなどは流行しておりませんでしたけれども、コロナの医療費は国保財政に影響はありませんでしたけれども、インフルエンザが大流行しますと、1億、2億はすぐ増えてしまうということもあつたりいたしますけど、それで結局的にこの5億が多い、少ないという議論はもちろんありますけれども、結果的に足りて積みあがってしまっておりますので、説明が適当か、定かではありませんが、そのようなことになります。

山田議長 白駒委員、よろしいでしょうか。

白駒委員 僕は被用者保険等保険者を代表する委員で、一般財源からの繰入はあまりよくないのではないのかと思っております。

ただ、これだけ国保税に積み立てた基金があれば、リアルタイムで清算し、必要な分だけ、黒字ではないので、金融資産としてね、と僕は思います。

山田議長 では、よろしいでしょうか。活発なご答弁ありがとうございます。

他に質問、ご意見ございませんか。はい、それでは無いようでありますので、質疑終局と認め、皆様にお諮りします。

令和5年度木更津市国民健康保険税の税率等（案）について及び木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（案）について、を原案どおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

山田議長 はい、全員賛成であります。

よって、令和5年度木更津市国民健康保険税の税率等（案）について及び木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（案）について、を原案どおり承認することといたします。

以上で、諮問事項の審議は終わりましたが、ここで市長に答申するため、答申書（案）を作成いたしますので、この間、暫時休憩といたします。よろしくお願いいたします。

（休憩）

山田議長 それでは、休憩を取り消し会議を再開いたします。

休憩中に事務局から答申書の案をお配りしましたので、事務局に朗読していただきます。

石井部長 議長

山田議長 石井部長、お願いします。

石井部長 それでは、私が答申書の案を朗読させていただきます。
答申書（案）令和５年５月１８日付けをもって諮問のありました事項について次のとおり答申します

- １．令和５年度木更津市国民健康保険税の税率等（案）について
- ２．木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（案）について

原案承認のこと

令和５年５月１８日

木更津市長 渡辺 芳邦 様

国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長 山田 真司

山田議長 ありがとうございます。それではお諮りいたします。
お配りいたしました答申書の案で、市長に答申したいと存じます。
賛成の方は、挙手をお願いいたします。
はい、全員賛成でございますので、それではこの案で市長に答申いたします。
ここで、議長の任をおろさせていただきます。
活発で慎重なご審議をありがとうございました。

茅野課長 山田会長、ありがとうございます。
続きまして、山田会長から副市長へ答申書をお渡しいたしますが、答申書作成の間、暫時休憩といたします。

（休憩）

茅野課長 お待たせいたしました。
答申書ができあがりましたので、山田会長、田中副市長、中央の議長席前までお願いいたします。

山田課長 それでは。
答申書 令和５年５月１８日付けをもって諮問のありました事項について次のとおり答申します

- １．令和５年度木更津市国民健康保険税の税率等（案）について
- ２．木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（案）について

原案承認のこと

令和５年５月１８日

木更津市長 渡辺 芳邦 様

国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長 山田 真司

田中副市長 ありがとうございます。

茅野係長 ここで、田中副市長よりご挨拶がございます。

田中副市長 ありがとうございます。諮問させていただきました、令和5年度木更津市国民健康保険税の税率等（案）及び木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（案）につきましては、慎重なご審議の結果、原案どおりご承認いただきまして、ありがとうございます。

答申を踏まえまして、適正な運営に努めてまいり所存でございますので、今後とも委員各位のお力添えを賜りますよう、重ねてお願い申し上げ、御礼の言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

茅野係長 続きまして、その他としまして事務局から報告と連絡を申し上げます。

田名部国保 国保賦課係長の田名部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

賦課係長 私からは、令和5年度のスケジュール等について、ご説明申し上げます。

毎年8月に、千葉県国民健康保険団体連合会君津支部主催の、国民健康保険運営協議会委員の研修会がございます。

昨年の令和4年度は、11月に新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面にて研修会を開催いたしましたが、今年度は、国保広域化の現状と課題、保険料水準の統一、といった内容について講師を招いての研修会を考えております。

8月3日木曜日の午後4時から、研修会に続き協議会を開催する予定でございます。

議題は、国民健康保険税の税率改正方針について、ご審議いただく他、令和4年度木更津市国民健康保険事業実績報告について、令和4年度木更津市国民健康保険特別会計決算について、の2項目につきましてご報告を予定しております。

よろしくお願いいたします。

また、年が明けて2月上旬に、令和6年度の予算や事業についてお諮りする予定であります。

なお、質疑案件がございましたら随時お願いしてまいります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。ありがとうございました。

茅野課長 ただいま、事務局から今年度のスケジュールの説明がありましたが、この件を含め、何か質問等はございますか。よろしいでしょうか。以上で本日の国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。

午後4時55分閉会

令和5年5月18日

議事録署名人

国民健康保険事業の運営に関する協議会

会長

山田真司